

# 仮設工事 目次

- 1) 着工前現場周辺の調査
- 2) 仮設建物 (組立ハウス or コンテナハウス)
  - a. 概要
  - b. 本工事の仮設建物
  - c. 標示板等
  - d. 危険物貯蔵所
- 3) 電気・給排水
  - a. 工事用電力
  - b. 工事用給排水
  - c. 情報通信回線の引込
  - d. ガス
- 4) 場内搬入路
- 5) 荷揚げ・荷下ろし設備
- 6) 材料置場、下小屋
- 7) 材料搬入
- 8) 仮設材料
- 9) 仮囲・ゲート
- 10)足場
  - a. 共通基本事項
  - b. 足場の施工数量
  - c. 施工上の留意点
  - d. 地足場(鉄筋足場)
  - e. 地下外部足場
  - f. 鉄骨組立·配筋用足
  - g. 外部足場
  - h. 内部足場
  - i. 墜落防止施設
- 11) 落下物に対する防護
  - a. 工事用シート等
  - b. 防護棚
- 12)作業構台
  - a. 乗入れ構台
  - b. 荷受け構台(荷上げ構台)



- 13)近接工事
  - a. 鉄道近接工事
  - b. 送電線近接工事
- 14)型枠支保工
- 15)地縄・遣り方・墨出
  - a. 地縄
  - b. 水盛遣方
  - c. 建物の基準墨出し
  - d. 注意事項
- 16) 予定外作業の禁止
- 17)参考資料



### 1) 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の建物、道路(道路内の埋設物の位置)、その他の現状を写真撮影し、必要に 応じて図面等に記録を残し工事完了後の状況と比較判断できるようにする。

- 1) 敷地測量、境界杭の確認
- 2) 敷地外のレベル測定
- 3) 敷地および周辺の現状写
- 4) 敷地内地中埋設物、地中
- 5) 道路内埋設物の位置確認
- 6) 地周辺の交通量や交通規
- 7) 必要に応じて近隣家屋の
- 2) 仮設建物(組立ハウス or コン
  - a. 概要
    - ·休憩所、詰所、守衛所、便用 全上、防火上及び衛生上支陸
    - ・受動喫煙を防止するための時 保、熱中症予防としての休息
    - ・女性作業員が優先して利用で
  - b. 本工事の仮設建物
    - 1) 工事事務所のほか、便所・ 屋を設置する。
    - 2) 監督員事務所および会議室 る備品什器類も設計図書に。
    - 3) 配置は総合仮設計画図によ
    - 4) 内容は下表の通り

①監督員事務所+会議室
②施工者事務所+会議室
③作業員休憩所
④機材倉庫他
⑤監督員用トイレ
6.4



及び架空配線等の状況

等は、敷地条件等を考慮し、構造上、安

所の火気管理、清潔な食事スペースの確 :の配備等、支援施設の充実を図る。 トイレ等を設置する。

所・警備員詰所・現場打合せ室・左官小

仕様、必要面積を確保する。また準備す

①監督員事務所+会議室		4m×2.2m×2 連平屋	$23.7 \text{ m}^2$
②施工者事務所+会議室		4m×2.2×4 連 2 階建て	95.0 m <sup>2</sup>
③作業員休憩所		4m×2.2×4 連平屋	48.5 m²
④機材倉庫他		4m×2.2×1 連平屋	11.8 m²
⑤監督員用トイレ		×1.200	1セット
⑥施工者用トイレ	工者用トイレ 大 1+小 1 1.800		2セット
⑦女性用トイレ	洋式トイレ 900	)×1.200	2セット
⑧ガードマンハウス	1.800×1.800 I	E面ゲート付近に設置	1 箇所

※トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。

### c. 標示板等

1) 地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、工事名称、発注者名、施工者名、連絡先等を明示する。



- 2) その他法令等による次の表
  - ①建設業の許可票(建設業法
  - ②建築基準法による確認済の
  - ③ 労災保険関係成立票(労債
  - ④道路占用許可証(道路法算
  - ⑤道路使用許可証(道路交ì
  - ⑥施工体系図(建設業法第:
  - ⑦建設業退職金共済制度適用



# d. 危険物貯蔵所

- 1) 原則として、危険物(塗料
- 2) 一時的に暖房や養生用に灯あるが、その場合は、次の事
  - ①仮設建物、隣地の建築物、木 やむを得ず工事目的物の-遵守されているか注意する
  - ②不燃材料を用いて囲い、『
  - ③各出人口には錠をかけ、「八、瓜」、い衣ハで1」い、消火器を置く。
  - ④塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所については、下記による。
    - ア. 不燃材料で造った独立した平屋建てとし、周囲の建物から規定どおり離す。
    - イ. 屋根は軽量な不燃材料で葺き、天井は設けない。
    - ウ. 建物内の置場は、耐火構造の室を選ぶ。
    - エ. 床には不浸透性の材料を敷く。



げる。

行規則第25条)

9条、建築基準法施行規則第 11条) に関する法律施行規則第 77条) 第7条)





薬等)は貯蔵しない。

**塗料、シンナー等を少量貯蔵することが** 

場所に設ける。設置スペースがないなど、 で用するときは、貯蔵量等の関係法令が

- カ. 消火に有効な消火器, 消火砂等を備える。
- キ. 十分な換気を図る。
- ク. 窓及び出入口には防火設備を設ける。
- ケ. 戸には戸締りを設け、「塗料置場」「火気厳禁」等の表示を行う

## 3) 電気・給排水

- a. 工事用電力
  - 現場<mark>南側</mark>の電柱より高圧 (受電容量 50kw 以上<sup>6</sup>
  - 2) 場内 3 箇所に分電盤と水
  - 3) 躯体の立上りに合わせて

# b. 工事用給排水

- 1) 仮設給水は<mark>東側</mark>道路から メーターより先は外周仮 排水は場内東側にノッチ/
- 2) 躯体の立上りに合わせて
- 3) 場内出入り口付近と詰所
- c. 情報通信回線の引込み
  - 1) 監督員事務所には NTT
  - 施工者事務所には NTT 込む。
- d. ガス

都市ガスの引き込みは行われ

# 4) 場内搬入路

- a. 車輌が進入する範囲は、鉄木
- b. 駐車場

場内には設けるスペースがた

c. 場内安全通路 建物の周囲には最少幅 1.0m

### 5) 荷揚げ・荷下ろし設備

- a. 揚重機械の設置に当たっては、 「毎中リルニハロ なソーイトを占めるので、立地条件や工法に見合った施工計画を立て、合致した機械を採用する。
- b. 具体的には下表による。



ュービクル変電設備を設け受電する。

者を選任し届け出る。)

電盤を設置する。

ーターを取り付け使用する。 、要個所にバルブを設ける。 はり排水本管に排水する。 の給水口を設ける。 い用の流し場を設け給排水する。

込み、電話と FAX を兼用する。 よびインターネット用と計3回線を引き

とする。

いた場所を借地して駐車場とする。

する。



躯体工程時	30 t/m タワークレーン				
〇〇月~〇〇月	10~50 t 移動式ラフタークレーン				
	ロングスパンエレベーター (900Kg) W=5400				
仕上工程時	10~50 1		ン	1台	
〇〇月~〇〇月	ロングス		0Kg)W=5400(継続)	1 基	

# c. 玉掛け作業

- 1) 玉掛けは、揚重作業に欠かサレーン等安全規則第221条、
- 玉掛け用ワイヤーロープ、 ン等安全規則第 213 条~第 具の点検を行い適正なもの?
- 3) 表示

クレーン、リフト、エレベー 当該機械の運転者、性能等を 等への立人禁止の表示等を行

# 6) 材料置場、下小屋

- 1) 必要に応じて材料置場、下業が可能なスペースと分別?
- 2) 廃棄物分別置場 (ヤード)
- 3) 現場に持ち込まれる梱包材

# 7) 材料搬入

- a. 搬入計画を立て関係者に周知
  - 1) 搬入日時
  - 2) 材料の形態および量
  - 3) 搬入車両の大きさ (4トン
  - 4) 重機の手配
  - 5) 材料のおろし場所
  - 6) 搬入経路
    - ・道路状況、交通規制、重量制限(単凹い選ル)寺を把握して搬入業者に指示を与える。
  - 7) 悪天候の場合の対応方法
    - ・雨天や強風での作業基準を設けておく。
    - ・雨天または、風速 10m 以上の場合は、協議して順延とする。
    - ・小雨の場合は協議のうえ、安全が確認されれば仮置きまたは予定通り行う。



性が高いため有資格者が必要である(ク

.シャックル、繊維ロープ等は、クレーたものを用い、作業開始前には玉掛け用 安全規則第220条)。

、作業員に安全作業上の遵守事項並びに行う。また、旋回体範囲内、つり荷の下

廃棄物の再資源化に努めるため、分別作 □分別置場(ヤード)を設ける。 易な場所に設置する。

ってもらい、現場の減量化に努める。



### b. 近隣への配慮

- 1) 付近に住宅地がある場合は、早朝現場周辺でエンジンを掛けたまま待機しない。
- 2) 待機場所は、借地するなどして、事前に決めておく。
- 3) 周辺に幼稚園、保育園、小学校などがある場合は、通園、通学時間帯を避けた時間帯とする。
- 4) 朝の通勤時間帯は避ける。

# c. 搬入材料置場所の確保

- 1) 前日にバリケードやコーン
- 2) 地面に直接置かず台木、枕
- セメント、ボード等濡れて 養生する。
- 4) 荷下ろしせずに、直接車上 ーンの据え付け場所を確保1
- 5) 荷下ろしと同時にロングリ 設備を予約しておき、かつ』

## d. 荷下ろし作業

- 1) ユニック車の運転手は玉掛
- 2) 荷下ろしを行う前に検収を 返品とする。
- 3) 積荷の状態で荷下ろし前の
- e. クレーンで直接荷揚げするも
  - 1) 玉掛用具などは、事前に点
  - 2) 作業は有資格者が行う。
  - 3) 重機は、能力に十分余裕の
  - 4) 作業半径内は、コーン等で

# f. 荷下ろし完了後の措置

- 1) 荷崩れしないように適切な
- 2) 風で飛ばされないよう養生
- 3) 必要に応じて、シートなど
- 4) 盗難の恐れのある物は、施쨏しつの月甲寺に休日する。
- 5) 部外者が立ち入らないようにバリケード等で区画し表示を行う。

# g. その他

1) ステージや上階での荷取り、小運搬、水平移動、据付け等は、各工事の工種別施工計画書による。



は屋根付きの施設に、またはシート等で

する場合は、トラックの駐車場所とクレ

ベータで荷揚げする場合は、事前に荷揚 フト等を準備しておく。

異なる材料がある場合には、降ろさずに

は、荷下ろし後に地上で検収する。

生の十分確保できるものを使用する。

置をとる。

### 8) 仮設材料

- a. 仮設材は、経年による性能低下がないように適正に管理された仮設機材を使用する。また変形(曲がり、へこみ、反り等)及び損傷(亀裂、摩耗等)がないものを使用する。
- b. 足場材等は、(一社) 仮設工業会で認定されている材料を使用する。



### 9) 仮囲・ゲート

- a. 仮囲
  - 1) 工事現場の周囲に工事期間 (建築工事編)等に従って設
  - 2) 仮囲いは、風、振動等に対 固な構造とする。
  - 3) 仮囲いに出入口を設ける場 く。また、出入口の開閉によ 車両、歩行者等の安全を最低
  - 4) 道路を借用して仮囲いを設
  - 5) 当作業所においては、敷地 の壁があるのでH=1.8m の
  - 6) 構成は単管 φ 48. 6 mmを用 取り付ける。控えは 3.6m 間 る。
  - 7) 工事着手時や完成時期等に

施行令、建設工事公衆災害防止対策要綱

ハの一部が外れ飛散したりしないよう堅

し、出入口は必要のない限り閉鎖してお 、交通誘導員を配置するなどして、一般

理者と所轄警察署に許可申請する。

H=3m の仮囲いを設置し、北面はビルする。

i 3 段組みとし、万能鋼板 H=3.000m を 虱抜きのためパンチング孔鋼板を使用す

上支障のない部分はガードフェンス、ま

たはA型バリケード、安全ローブを使用し、一時的に簡易な仮囲いとする場合もある。

# 8) 施工数量

全面道路側	万能鋼板	H=3.000	60.5m
北面	ガードフェンス	H=1.800	46.5m
西面	A 2		22.3m
東面	メ	H=1800	50.5m

b. 仮門 (ゲート)

ゲートは施錠できるものとし

東面のメインゲート	
南面のサブゲート	_

c. 施工方法 具体的施工方法は、別紙に言

# 10)足場

- a. 共通基本事項
  - 1) 労働安全衛生法、建設工事 : 適正な構造、保守管理をおこ
  - 2) 着手 30 日前までに、所轄 づいて施工する。
  - 3) 足場の設置では、労働安全 の作業は、すべて有資格者?
  - 4) 足場に使用する部材は、所 損傷、変形、腐食等がない。
  - 5) 足場は、人、物等の積載荷
  - 6) 足場には、昇降設備、手す 下防止設備を配備したもの。
  - 7) 作業目的物と足場作業床の
  - 8) 足場上、足場作業床上の作

を配置するする。

n	電動シャッター	1台
n	蛇腹式パネルゲート	1台

|建築工事編| その他関係法令等に従い、

幾械等設置届」を提出し、その計画に基

令等の遵守とともに、足場組立・解体等

し、その状態が適正な部材とし、著しい

耐えうる安定した堅固な構造とする。

没備、メッシュシート・幅木等の物体落

して設ける。

不要材料を排除する。

- 9) 足場組立・解体等の作業は、フルハーネス型墜落制止用器具を使用させる。
- 10) 足場の組立、変更、解体時の作業範囲は立入禁止の措置を講じる。必要に応じてガードマン等を配置する。

### b. 足場の施工数量

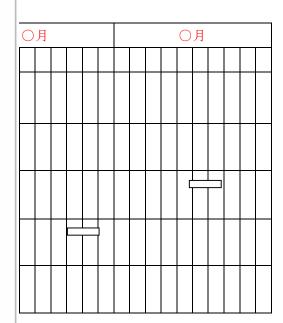
足場の種類		内	容	高さ	施工面積	単位
地足場				2 段	1,155	m²
地下外部足場	T			3段	386	"
鉄骨吊り足場					458	"
外部足場	W=1.2			7段	1,950	11
	W=900			5段	327	"
	ブラケ			4 段	96	"
内部足場	吹き抜			4段	1,152	m3
			THE WAR		•	

# c. 足場作業工程

					(
外部足場					
	3F				
	2F				
	1F				
地足場					

# d. 施工上の留意点

- 1) 足場の倒壊事故を防ぐため やむを得ず、防音パネルや なぎ材を適切に設置するなる
- 2) 足場組立・解体作業員の墜
- 3) 足場の構造、材料に応じて 表示する。
- 4) 足場や作業構台の組立て、



. メッシュシートを使用する。

合は、風荷重の検討を十分に行い、壁つ 場の構造計算をおこなう。)

て、手すり先行工法を採用する。

重を定め、これを足場の見やすい場所に

に悪天候の後に足場用墜落防止設備(手

すり、中さん及び幅木等)等の点検を行い、必要があれば修理する。

# e. 地足場(鉄筋足場)

- 1) 地足場は捨てコンクリート打設後、基礎埋戻しまでの間に耐圧盤および基礎・地中梁の配筋、型枠組立・解体、コンクリート打設のために単管パイプにて地足場を組み立てる。
- 2) 鉄筋の荷重を足場にかけないために、鉄筋の配筋には配筋用金物を使用する。

- 3) 安全通路は足場板4枚敷きとし、その他の通路は足場板2枚敷きで手すりを設置する。
- 4) 建地は基礎底版の中に立つこともあるので、地下室となる場合は止水板付きの既製の金物を使用する。

# f. 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後、W=600 の枠組足場とし、作場を使用する。

g. 鉄骨組立・配筋用足場 鉄骨建方、本締め作業およて の際、小梁部分には鉄骨がな 吊足場間に組み立てる。ま7

### h. 外部足場

本工事は躯体の施工およびがを架設する。

全周 W=900mm の枠組足もは鋼製布板 W=500 と W=24設とともに階高に応じた高を架設の方法等詳細は外部足も※鉄骨工事に関連する、垂正建方施工計画書」に記載する。

### i. 内部足場

- 1) 階段室および1階の吹抜け 架設の方法は別紙内部足り
- 2) 脚立
  - ・原則として脚立は使用す
  - ・作業台の入らない狭いま
  - ・脚立足場は使用しない。
- 3) ローリングタワー

- 4) 可搬式作業台 W 500×L
- 5) 作業台(セーフティベース

組立のために足場を組み立てる。足場は 。またスロープの外部側はブラケット足

骨にハイステージを取り付けて行う。そ その H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、 :防止のための水平ネットを張る。

、要とするため、建物の外壁に沿って足場

: W=1200mm とする。作業床について 跌骨建方完了後に行い、コンクリート打 上場の外側はメッシュシート張りとする。

用足場・梁配筋用足場については「鉄骨

用の作業足場(ステージ)を架設する。

i付き脚立 高さ 1.8m~1.2m

50)

H  $(750\sim1,250)$ 

### j. 墜落防止施設

- 1) 外部足場には墜落と落下物防止のため、1層おきに外壁と足場の間に隙間がないように水平ネットを張る。
- 2) 各階の開口部で高所作業となる場所には、手摺と墜落制止用器具用の親綱を高さ 90cm の 所に張り、誰もが利用出来るようにする。



- 3) 施設の詳細および数量等は施工図による。
- k. 足場の施工方法 具体的施工方法は、別紙参照。

## 11) 落下物に対する防護

- a. 工事用シート等
  - 1) 工事現場からの飛来・落下めに足場の外側面に工事用:
  - 2) 足場等からの飛来・落下物は、幅木、防網(メッシュミ
  - 3) 工事用シートは、風荷重を
  - 4) シートの取付けは、原則と みがないように緊結材を使

### b. 防護棚

- 1) 工事を行う部分から、ふ角 の交通等に供せられている‡ して、防護棚(朝顔)を設い
- 2) 防護棚のはね出しは、水平る。
- 3) 防護棚は、1段目を地上1 常、1段目は、地上5m以<sup>-</sup>

# 12)作業構台

- a. 乗入れ構台
  - 1) 乗入れ構台は、関係法令に
  - 2) 使用する鋼材については J. 等構造耐力上、欠点のない。
  - 3) 乗入れ構台の構造は、各種き資材の荷重、構台の自重、
  - 4) 乗入れ構台の規模と配置
    - ・規模は、敷地及びその周辺 で採用する工法等の条件
    - ・配置は、施工機械・車両の

# 内容

辺の通行人や隣家への危害を防止するた付ける。

するため、その危険のおそれのあるとき

トを使用する。

れたすべてのはとめを用い、隙間やたる

ま水平距離 5m 以内の範囲に隣家、一般下物による危害を防止するため、原則と 事防止対策要綱(建築工事編)

度で、足場から水平距離で 2m 以上とす

は下段より 10 m以下ごとに設ける。通

全衛生規則第 575 条の 2~8)。

の強度をもつものとし断面欠損や曲がり

及びその走行や作業時の衝撃荷重、仮置 [に十分耐え得るものとする。

削部分の地盤性状、山留め工法、各工事

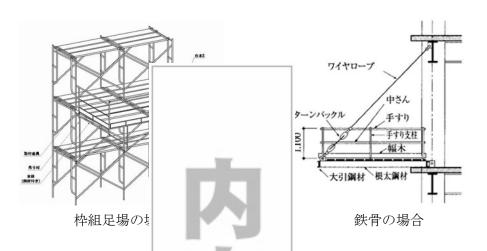
この能力、作業位置等により決定する。

# b. 荷受けステージ(荷上げ構台)

- 1) 荷受け構台は、クレーンやリフト、エレベーター類からの材料の取込みに使用される作業構台で、材料置場と兼用する場合もある。
- 2) 荷受け構台は、関係法令に従って設ける(労働安全衛生規則第575条の2~8)。
- 3) 荷受け構台は、資機材の搬出入に適した位置に設け、揚重機の能力、揚重材料の形状・寸



法・数量に応じた形状、規模のものとし、檢載荷重等に対して十分に安全な構造のものとする。



- 13)近接工事(別紙参照)
  - a. 鉄道近接工事
  - b. 送電線近接工事
- 14)型枠支保工
  - a. 支柱の高さが 3.5m を超える 労働基準監督署に届出を行い
  - b. 支保工の施工は、別紙計画記
  - c. 支保工の詳細および数量等は
- 15)地縄・遣り方・墨出し
  - a. 地縄張り
    - 1) 建築物等の位置を決定するまたは消石灰粉等で線を引く
    - 2) 地縄により、建築物の位置 えで、問題ないかを確認する
    - 3) 建物位置および設計 GL カベンチマークを設置し保存でただし、移動するおそれのたた、ベンチマークは、通常:

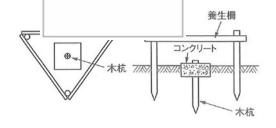
安全衛生法第88条第2項により所轄の i合した工法とする。

0

心、壁心が分かるよう縄等を張る。

隣接建築物との関係等を管理者立会のう

り芯延長上の工事に干渉されない場所に :うに周りに杭を打ち適切な養生を施す。 場合は、これを代用する場合もある。ま 'エックできるようにする。



b. 水盛遣方

本工事においては、遣方は設置せず、その都度測量機器を用いて、ベンチマークや固定物あるいは新設した杭等に設けた基準点から、建物のレベルあるいは建築物の基準墨を測り出す方法とする。

- c. 建物の基準墨出し
  - 1) 建築物の内外及び敷地周囲 ク、基準点)を設けて、建物
  - 2) 建物通り芯 設計図書に明示された寸法/ ける。
  - 3) 敷地周囲の工事に干渉され
  - 4) 1階床の基準墨は、上階の し、特に正確を期す。2階よ げ振り等により1階から上

### d. 留意事項

- (1) レベルおよびトランシッ い常に所定の精度を保持っ
- (2) 工事着手前にテープ合わ 準巻尺として保管しておぐ
- (3) 墨出しの表示記号を統一
- (4) 主要部の墨出しには、必
- (5) 表示杭、表示鋲は動かな しておく。
- (5) 基準墨・ベンチマークは
- 16) 予定外作業の禁止

予定外作業は、原則として行た し、対応可能な場合には、現場 準墨又は親墨)、逃げ心等(ベンチマー)ための基準にする。

兆げポイントを記録し監理者の検査を受

たは返り墨)を出し、これを保存する。 . 建築物周囲の基準点から新たに測り出 の四隅の床に小さな穴を開けておき、下

意し、定期的に専門業者による検査を行

する巻尺を2本以上用意して、1本は基

める。

養生し、ペンキ等にてすぐ分かるように

必要が生じた場合には、内容を十分検討 !施するものとする。

\*

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

### 17)参考資料

- ■労働安全衛生法に定める設置・計画届出(第88条)
  - 1) 労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等 (30日前までに労働基準監督署長あて届出)

- ①型わく支保工……支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。
- ②架設通路………高さおよび長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。

(ただし、60日未満は除く)

③足場………つり足場、張出し足場は全て、それ以外の足場にあっては、高さが10メー

トル以上のホ (ただし、€

- ④該当しないので省略
- ⑤機械類……(次頁 安徽
- 2) 労働安全衛生法第88条3項によ (30日前までに厚生労働大臣)
- 3) 労働安全衛生法第88条4項によ (14日前までに労働基準監督!
  - (1) 高さ31mを超える建設物 仕事。(高さとはグラン
  - (2) 掘削の高さまたは深さが のための掘削を除く)の作 らないものを除く)を行

機械類の設置時届出(安衛則別表7)

対象となる機械設備

1 クレーン設置届(様式 2)

つり上げ荷重 3t 以上のクレーンを 置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあっては 〕 以上) 建設工事

事

除く) の建設、改造、解体または破壊の

掘削(ずい道等の掘削および岩石の採取 作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入

て2通 ●提出先は労基署

寸 書 類

レーン明細書

レーン組立図

造部分の強度計算

1工計画図

)据え付け箇所の周囲の状況

)基礎の概要

) 走行クレーンにあっては走行する範囲

2 クレーン、移動式クレーン設置報告

つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあっては 0. 5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移 動式クレーンを設置しようとする時

クレーンを 設 | 置する前

施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン 明細書、検査証

3 デリック設置届(様式 23)

つり上げ荷重が 2. Ot 以上のデリット設置工事を開 1. デリック明細書 クを設置しようとする時

始する日の 30 2. デリック組立図 日前まで

- 3. 構造部分の強度計算書
- 4. 施工計画図
  - イ)据え付け箇所の周囲の状況
  - 口)基礎の概要

)控えの固定の方法

4 エレベーター設置届け(様式 26)

> 積載荷重が 1t 以上のエレベーター を設置しようとする時

- エレベーター、簡易リフト設置 報告 積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満の: レベーター又は簡易リフトを設置し、 うとする時
- 6 建設用リフト設置届(様式 30)

ガイドレールの高さ 18m 以上の3 設用リフトを設置しようとする時(1 載荷重が 0.25t 未満のものを除く

クレーンデリックエレベーター建設ト

クレーン、デリック、エレベーター 機械を設置し落成検査を受けよう する時

ゴンドラ設置届(様式 10)

事業者がゴンドラを設置しようとする 時

レベーター明細書 レベーター組立図 **造部分の強度計算書** え付け箇所の周囲の状況 。礎の概要および控え固定の方法

機械設置計画図

註設用リフト組立図 ・造部分の強度計算書 え付け箇所の周囲の状況 。礎の概要および控えの固定方法

様式 4)

∄書面のみ

f重試験、安定度試験に必要な荷重及び玉 具を準備し検査

の周囲の状況、固定方法を記載した書面

設用リフト明細書

シドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付